

SmartBB サービス契約約款

第1条（本約款の適用）

株式会社エコログ（以下「当社」といいます）は、「SmartBB サービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対して SmartBB サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

第2条（用語の定義）

本約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 電気通信設備	本サービスの提供に必要な機械類、配線類、その他電氣的設備
② 本サービス	広帯域回線の敷設および引込工事・電気通信設備の導入、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を当社が一括して行い、契約者へ提供される集合住宅向けの電気通信サービス
③ 本契約	本サービスの導入・利用に関する契約
④ 契約者	本サービスの導入・利用について当社に申し出を行い、当社と本契約を締結した者
⑤ 契約物件等	本サービスが導入される居住用建物等
⑥ 新築物件	竣工前の建物で、居住者がいない状態の契約物件等
⑦ 既存物件	竣工済みの建物に居住者がいる状態の契約物件等
⑧ 利用者	本サービスが導入される契約物件等に居住し、本サービスに接続し通信を行う者
⑨ 遠隔監視	当社が本契約に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
⑩ 申込書等	本約款を確認・同意のうえ、契約者が当社に提出する本サービスの導入・利用を申し出するための書面またはその他の当社所定の様式（名称の如何を問わない）
⑪ 月額利用料金	本サービスを利用するにあたり、契約者が当社に対して支払義務を負う、契約物件等の規模等に応じた、本サービスに関する毎月の利用料金

第3条（本約款の変更）

1. 当社は、電気通信事業法（以下「電通法」といいます）等関係法令の改正もしくは社会的・経済的情勢の変動等により本約款の変更が生じた場合またはその他当社が必要と判断した場合には、契約者の了承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を随時変更することができるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、事前に変更後の約款の内容を当社所定のウェブサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知および周知するものとし、当社が定めた変更期日に変更の効力が生じるものとします。

3. 当社は、本約款を変更する場合等その他の本契約の変更にともない、変更の際の内容の説明や書面交付（第5項に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします）を行う場合、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
4. 前項の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の本契約の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更を伴わないものである場合、契約者への契約内容の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、書面交付についてはこれを行わないものとします。
5. 当社は、電通法等その他の関係法令に基づく書面交付については、原則として、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとします。

第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な広帯域回線の敷設および引込工事・電気通信設備の導入（以下「導入工事」といいます）、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を一括して行うものとします。ただし、本契約において本約款と異なる内容を定めた場合は、当該内容が優先して適用されるものとします。
2. 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉によって速度が低下することがあります。
3. 月額利用料金は、導入工事完了日の翌月1日から支払義務が生じるものとし、その標準価格は別紙「標準料金表」のとおりとします。ただし、本契約で別段の定めをする場合には、当該標準料金表にかかわらず、契約者ごとに本契約において定める金額を適用するものとします。なお、月額利用料金の日割り計算は行いません。

第5条（本契約の成立）

本契約は、契約者が本約款および当社所定の重要事項を記載した申込書等（以下、総称して「本約款等」といいます）の内容に同意のうえ、申込書等に必要な事項を記載して当社へ提出し（ただし、当社の判断により、WEBサイト等による申込みを受け付けることがあります）、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

第6条（契約者の同意事項）

契約者は、本契約の締結と本サービスの利用にあたり、本約款等に別に定める事項の他、以下各号のすべてに同意するものとします。

- ① 本約款等（変更後のものを含みます）の定めおよび別途当社と契約者との協

議により定めた事項がある場合は当該事項。

- ② 契約物件等に居住する利用者が本サービスに接続する際、利用者に対して当社が別途定める利用約款の範囲で本サービスへの接続を承認し、提供すること。
- ③ 氏名、商号、住所、契約物件等の名称、請求書の送付先等、本契約の申込みもしくは締結時または契約期間中に契約者が当社に対して通知、提出または登録等をおこなった契約者の情報に変更があった場合は、速やかに当社へ連絡し、当社所定の方法にて変更手続きを行うこと。なお、契約者が当該変更手続きを怠った場合、これに起因して契約者が被った損害（当社からの通知が契約者に対して到達しないことを含みますが、これに限りません）について、当社は一切の責任を負いません。
- ④ 当社が、本契約の締結および履行に必要な業務を、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に委託することができること。また、本契約の締結および履行に伴い当社が取得した契約者の情報を、当社が契約者に本サービスを提供するために必要な範囲で、当該委託先に対して開示し、利用させること。
- ⑤ 本サービスの利用に関して、契約者と利用者その他第三者との間で紛争等が生じた場合は、自己の費用と責任において解決し、また、当該紛争等に起因して当社に損害が生じた場合はこれを賠償すること。ただし、当社の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではないものとします。
- ⑥ 当社が、本契約の締結または履行に伴い取得した契約者の情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及び本契約の締結後にそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます）の規定のとおり取扱うこと。

第7条（本契約の契約期間）

1. 本契約の契約期間は、申込書等において異なる取り決める場合を除いて、本契約の成立日から、導入工事完了日の翌月1日から起算して以下各号に定める期間が満了するまでとします。ただし、契約期間は当該満了後も次項の定めに従い更新されるものとします。
 - ① 所有する建物が新築物件の場合・・・10年
 - ② 所有する建物が既存物件の場合・・・6年
2. 前項に定める契約期間満了の3ヶ月前までに契約者または当社のいずれからも別段の申し出がない場合は、本契約の契約期間は満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第8条（本サービスの中止・中断）

1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができるものとします。なお、この場合であっても、天災事変、サイバー攻撃、その他不可抗力による場合を除き、契約者は月額利用料金その他の本契約に基づき支払義務を負う料金等（以下、総称して「料金等」といいます）

の支払義務を免れません。

- ① 電気通信設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合
 - ② 契約者の支払滞納期間が2ヶ月以上に及んだ場合
 - ③ 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
 - ④ 電気通信設備に異常が発生し、本サービスの円滑な提供に支障がある場合に、第16条第2項に定める当社が行う検査を受けることを契約者が拒んだ場合
 - ⑤ 第16条第2項に定める検査の結果、推奨のセキュリティ設定や最新のファームウェアバージョンの適用など（以下「技術基準等」といいます）に適合していると認められない電気通信設備を、契約者がインターネット回線から切り離さなかった場合
 - ⑥ その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中止または中断が必要と判断した場合
2. 当社は、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止もしくは中断した場合、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合、必要な措置に費用が発生する場合には契約者の負担とします。また、契約者は料金等の支払義務を免れません。

第9条（導入工事）

1. 契約者は、本契約の締結をもって導入工事を当社に委託するものとします。なお、別途当社が承諾しない限り、導入工事を当社以外の第三者に委託することはできないものとします。
2. 契約者および当社は、導入工事開始前に担当工事区分について協議し、これにより決定した担当工事区分に従って業務を担当し、遂行するものとします。また、契約者は、本契約に際して、当社と協議のうえ、電気通信設備を設置するためのスペースを無償で提供する他、空室やオートロックのカギ貸し出しや開錠、作業車両用の駐車スペースの臨時の無償貸し出し等、当社が現場調査および導入工事をスムーズに行うために必要な協力を行うものとします。
3. 契約者は、導入工事について、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件等に適していると判断した方式により行うことを予め承諾するものとします。ただし、契約者の都合（契約物件等に居住する者等の都合を含み、以下同じとします）により当該方式を変更しようとする場合、当社の現場調査により、当該変更内容が導入工事を行う上で何らかの障害発生を助長するような問題がないと認められる場合に限り、契約者は、追加で発生する費用を当社に支払うことにより、当該方式を変更することができるものとします。
4. 当社は、導入工事において、新築当時の仕様の違いや過去のリフォームなどが原因で、現場調査を行った居室と著しく仕様が異なる居室がある場合等、別途の工事費用を要すると判断した場合には、事前に契約者の了承を得たうえで、当該工事費用を契約者が負担することを条件に、当該導入工事を行うものとします。

5. 契約者は、契約者の都合により、導入工事完了の予定日（本サービスの提供開始予定日）に導入工事の全部または一部が完了していない場合であっても、当該日時点で本サービスの提供が開始されたものとして、本契約の定めに従い月額利用料金を支払うものとします。

第 10 条（キャンセルによる費用負担）

1. 契約者は、当社が通知した導入工事着手日の 3 営業日前を経過した後に、契約者の都合により導入工事の日程を変更しようとする場合には、当社が当該導入工事の準備に要した費用相当額として個別に指定する金額を、工事キャンセル費用として支払うものとします。
2. 契約者は、現場調査の実施後、導入工事の完了前に本サービスの導入をキャンセルする場合、前項の工事キャンセル費用の支払いに加えて、現場調査の実施費用相当額として 25,000 円（消費税相当額別途）を支払うものとします。

第 11 条（電気通信設備の設置場所変更）

契約者は、導入工事完了後、契約者の都合により電気通信設備の設置場所を変更しようとする場合は、事前に希望する新しい設置場所を当社に通知するものとします。なお、当該変更により行う工事についても、導入工事に関する定めを準用するものとします。

第 12 条（保守サービスの内容）

当社は、導入工事の完了後、本契約の契約期間において、当社の設置した電気通信設備のうち、当社（当社が提携する事業者等を含みます）が所有権を有するもの、利用する権利を有する設備、または当社が契約者に販売し導入工事を行った機器（以下「対象設備」といいます）について、本サービスの一部として以下各号のサポート（以下「保守サービス」といいます）を行います。

- ① 電気通信設備の遠隔監視
- ② 利用者からの電話等による問い合わせへの対応
- ③ 対象設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う修理・調整
- ④ 対象設備の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社の判断により行う対象設備の交換・更新

第 13 条（保守サービスの料金）

前条に定める保守サービスの提供にかかる料金は、本契約に定める月額利用料金に含まれるものとします。ただし、契約者は、以下のいずれかの場合によって生じた対象設備の修理および調整等の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとし、これを予め承諾するものとします。

- ① 契約者および利用者、その他第三者による、対象設備の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合や取り扱い不注意による障害が起こった場合
- ② 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含み

- ます) 以外の者による修理または調整に起因する場合
- ③ 契約者および利用者、その他第三者が故意にまたは過失により対象設備を破損させた場合
 - ④ 当社の承諾なしに、対象設備に他の装置や器具を取付けまたは接続したことに起因する場合
 - ⑤ 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

第 14 条 (保守サービス対応・受付時間帯)

1. 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。
 - ① 電話等による受付対応
平日・土日・祝祭日を含む 24 時間対応
 - ② 保守サービス対応
平日 (年末年始を除きます) 10:00~20:00
土日・祝祭日 (年末年始を除きます) 10:00~17:00
2. 保守サービスにかかる時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に行うものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

第 15 条 (注意喚起)

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、当該電気通信設備に対するサイバー攻撃により、当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第 16 条 (契約者の協力義務)

1. 契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力を行うものとします。
 - ① 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること。
 - ② 電気通信設備および保守サービスにおいて消費される電気等にかかる費用は契約者が負担すること。なお、保守サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
 - ③ 契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね 1 ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うこと。
2. 当社は、インターネット回線に接続されている電気通信設備に異常がある場合その本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けるこ

とを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。

第17条（請求および支払方法）

1. 契約者は、料金等について、原則として以下各号のいずれかの方法により支払うものとします。ただし、当社が認め、または別途指定する場合は、その他の方法によるものとします。
 - ① 契約者が当社の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、クレジットカード決済日は、当月分の料金等を末日で締めた翌日以降の当社の任意の日とし、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、契約者の支払い状況等によりクレジットカード会社から当社に料金等の立替払いの支払いが行われない旨の通知があった場合は、その通知があった日といたします。
 - ② 契約者が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法により支払う場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、当月分の料金等を末日で締めた翌月26日といたします。
 - ③ 前二号でのお支払いが確認できない場合、以下の支払方法のいずれかによりお支払いいただくことがあります。この場合、契約者は、支払方法に応じて以下に記載する事務手数料を負担するものとします。なお、事務手数料はイまたはロの方法によるお支払いの翌月末日までに請求します。
 - イ コンビニ払込票によるお支払いの方法
事務手数料は、支払い1回あたり550円（税込）とします。
 - ロ PayPayもしくはLINEPayによるお支払いの方法
事務手数料は、支払い1回あたり550円（税込）とします。
2. 契約者は、代金立替払業務を委託する場合は、当社に対して事前に委託する会社を通知し、承諾を得るものとします。また、代金立替払業務を委託する会社を変更する場合も同様とします。
3. 料金等は、利用者による本サービスの接続の有無によって変動せず、支払済の料金等はいかなる場合も返却されないものとします。

第18条（遅延損害金）

1. 契約者は、料金等をその支払期日を経過してなお支払わない場合、当社に対し、支払期日の翌日から実際に支払った日までの期間の日数に応じて遅延損害金を支払うものとします。ただし、契約者が料金等を前条第1項第2号の方法により支払う場合で、当社の都合により料金等が支払期日を経過して契約者が指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金は、その算定の対象となる債務の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします）を乗じて算定してえた金額といたします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。
3. 遅延損害金は、原則として、契約者が遅延損害金の算定の対象となる料金等を支払った直後に支払義務が発生する料金等とあわせて支払うものとします。

第 19 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、事前の当社の書面による承諾がない限り、本契約における権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

第 20 条（地位の譲渡）

1. 契約者は、契約物件等の売却等を行う場合、契約者の負担と責任において本契約の当事者としての地位を当該売却先等の相手方に承継させるものとし、当社所定の書面により通知のうえ、当社の事前の承認を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づく承認を行わなかったことにより、契約者、売却先等、その他第三者に損害が生じた場合であっても、何らの賠償義務等を負わないものとします。
3. 前項の売却先等が本契約の地位承継に応じなかった場合は、契約者が第 22 条第 1 項により本契約を中途解約したものとみなします。

第 21 条（届出義務）

1. 相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の変更があった場合、相続人または合併もしくは分割により承継した、または設立された法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 名以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、当社へ届け出るものとし、変更する際も同様とします。なお、代表者の届出があるまでの間、当社は地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱うものとします。

第 22 条（解約等）

1. 契約者は、導入工事完了後、契約者の都合により本契約を解約しようとする場合、次条第 2 項に定める違約金を支払うことを条件に、解約を希望する 3 ヶ月前までに当社に対して通知を行うことにより解約することができるものとします。
2. 当社は、契約者が前項の通知をしない場合であっても、明らかに本サービスの利用を廃止したと認められるときは、当社は本サービスの提供を終了するための措置をとり、本契約を解約することができるものとします。
3. 当社は、契約者に以下各号のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- ① 料金等の支払いを滞納し、当社が催促したにもかかわらず、なお支払わないとき
 - ② 本契約等その他の当社との契約の定め違反し、当社が催促したにもかかわらず、なお是正しないとき
 - ③ 信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
 - ④ 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受け、競売を申し立てられ、または国税徴収法による滞納処分もしくは公権力による滞納余分の例による処分を受けたとき
 - ⑦ 解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - ⑧ 債権保全のため必要と認められるとき
 - ⑨ その他本契約を継続することが困難であると客観的に認められたとき
 - ⑩ 前各号に定める各事由に準ずる事由が発生したとき
4. 前各項の他、当社は、解約希望日の1ヶ月前までに契約者に対して通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 5. 契約者が契約物件等において、本契約（ただし、その契約期間について第7条第1項第1号の定めを適用するものに限り、本項において以下同じとします。）とあわせて、当社が契約物件等の入居者等に対して当社がLPガスの供給を行うことおよび当該LPガス供給に必要な供給設備を契約物件等に設置することに関する契約を締結する場合、当該契約が終了するときは、当該終了日が属する月の翌月末日をもって本契約も終了するものとします。

第23条（本契約終了後の措置）

1. 本契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、本契約終了までに発生した契約者の一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。
2. 本契約が、第7条第1項に定める契約期間（第7条第2項により更新される前の契約期間）において、当該期間の満了によらず、契約者の都合または契約者の責めに帰すべき事由により終了する場合、契約者は、当社に対する一切の債務について期限の利益を失うとともに、契約期間満了までの残期間についての月額利用料金の合計額を違約金として一括で支払うものとします。
3. 契約者は、当社から契約者または本サービスに接続する利用者へ貸与している機器がある場合で、本契約の終了日から7日を経過しても当該機器が未返却の場合には、当該機器代金相当額を当社の請求に応じて支払うものとします。
4. 当社は、本契約が終了する場合、本サービス提供のため契約物件等の共用部に設置した当社（当社が提携する事業者等を含みます）が所有権を有する電気通信設備について、当社の負担により撤去するものとします。ただし、電気通信設備が設置される場所に撤去を妨げる構築物等があることによって、別途撤去費用が発生する場合は、契約者が当該費用を負担するものとします。

5. 前項の定めにかかわらず、料金等の未払いや契約違反等の契約者の責めに帰すべき事由により本契約が終了する場合は、契約物件等の共用部に設置した当社（当社が提携する事業者等を含みます）が所有権を有する電気通信設備の撤去について、契約者がその撤去費用のすべてを負担するものとします。
6. 当社は、本契約が終了する場合、契約物件等の共用部以外に設置した LAN ケーブル等の構内配線、配管や盤等の設備、宅内アクセスポイント等の設備について撤去義務を負わず、契約物件等内に残置することができるものとし、この場合、当該残置設備の所有権は契約者に移転するものとします。なお、当該残置設備について、契約者が希望し、当社がこれを承諾して撤去する場合、契約者はその撤去費用のすべてを負担するものとします。
7. 当社による電気通信設備の撤去工事は、契約物件等の原状回復を目的とするものではなく、当社は、当社の責めに帰すべき事由による契約物件等の損傷等があった場合を除き、いかなる場合であっても契約物件等の原状回復義務を負わないものとします。
8. 契約者は、本契約が終了する場合、契約物件等が本サービス導入済み物件であることを謳って入居者の募集を行うことはできないものとします。また、契約者は、本サービスの提供が終了することについて、利用者への告知義務を負うものとします。

第 24 条（損害賠償責任）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が滞り、電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態（以下「通信不能状態」といいます）と同程度の状態となったことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上通信不能状態が連続した場合、月額利用料金 1 ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とし、1 ヶ月を 30 日として日割り計算した月額利用料金に通信不能状態の日数を乗じた金額にて当該損害の賠償に応じるものとします。
2. 当社は、天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、その他不可抗力等、当社の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が滞る状態が発生した場合、速やかに契約者に通知のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。また、当該状態の発生によって契約者が被った損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
 - ① 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑦ 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと
2. 契約者および当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の表明保証に反した場合、相手方に対し、何らの催告を要することなく、また何らの損害賠償義務を負うことなく、直ちに本契約の全部または一部について期限の利益を失わせ、本契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとしします。
 3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとしします。
 4. 契約者および当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとしします。

第26条（守秘義務）

契約者は、本契約の締結および本サービスの利用に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報を、本契約の契約期間中はもとより本契約の終了後においても、第三者に対して開示し、または漏洩してはならないものとしします。

第27条（個人情報）

1. 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第5条（発信者情報の開示請求）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には当該開示請求の範囲で、本サービスの提供に関連して知り得た契約者、利用者、その他第三者の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、それぞれ守秘義務を負わないものとしします。
2. 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公の機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合であり、その内容について当社が適正であると判断したときは、個人情報の守秘義務を負わず、通信の秘密に属する情報および個人情報の一部を捜査機関に提供することができるものとしします。
3. その他、本条に定めのない事項については、個人情報保護に関する法令および電気通信事業法ならびに当社が別途公表するプライバシーポリシーに基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密を遵守のうえ、取り扱うものとしま

す。

第 28 条（協議）

1. 契約者および当社は、本契約に定める事項について、信義を旨とし誠実に履行するものとします。また、本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合、誠意を持って協議し解決するよう努めるものとします。
2. 前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（準拠法）

本約款等または本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

■附則■

本約款は 2025 年 4 月 1 日より効力を発するものとします。

本約款制改定履歴（別紙含む）
2025 年 4 月 1 日制定

別紙：標準料金表

《新築物件》

戸数	月額利用料金（消費税相当額別途）
4戸以下	¥2,890
5戸	¥2,520
6戸	¥2,270
7戸	¥2,100
8戸	¥1,990
9戸	¥1,880
10戸	¥1,800
11戸	¥1,730
12戸	¥1,680
13戸	¥1,630
14戸	¥1,590
15戸以上	¥1,550

《既存物件／LAN 未敷設》

戸数	月額利用料金（消費税相当額別途）
4戸以下	¥3,010
5戸	¥2,640
6戸	¥2,400
7戸	¥2,220
8戸	¥2,100
9戸	¥1,990
10戸	¥1,910
11戸	¥1,840
12戸	¥1,780
13戸	¥1,740
14戸	¥1,690
15戸以上	¥1,660

《既存物件／LAN 転用切替》

戸数	月額利用料金（消費税相当額別途）
4戸以下	¥2,690
5戸	¥2,320
6戸	¥2,070
7戸	¥1,900
8戸	¥1,790

9 戸	¥1,680
10 戸	¥1,600
11 戸	¥1,530
12 戸	¥1,480
13 戸	¥1,430
14 戸	¥1,390
15 戸以上	¥1,350